

## 草津市営住宅条例の一部改正について

(公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等)

### 1. 改正の主旨・背景

国のこども未来戦略方針において、「子育て世帯に対する住宅支援の強化」が打ち出された。

草津市においても、子育てしやすい住環境づくりを進めるため、リノベーションを行った常盤団地等を活用しながら、子育て世帯が優先的に公営住宅に入居できるように「草津市営住宅条例」の改正内容の検討を行う。

また、限りある公営住宅の適正な供給を行うため、条例上の「勤務地要件」(入居者資格)の改正内容の検討を行う。

### 2. 条例施行日

令和6年4月(予定)

### 3. 改正のポイント

- (1) 子育て世帯に対する住宅支援
  - ① 子育て世帯の優先募集枠の設定
  - ② 収入基準(入居資格)の緩和(15万8千円→25万9千円)
  - ③ 抽選倍率の優遇
- (2) 勤務地要件(入居資格)の改正

### 4. 諮問する審議会

草津市営住宅審議会

分野	人数	所属
学識経験者	2人	立命館大学等の大学教授
公募市民	2人	
関係団体 (団体推薦)	6人	・滋賀弁護士会 ・滋賀県宅地建物取引業協会 ・日本賃貸住宅管理協会 ・草津市社会福祉協議会 ・市営住宅が立地する町内会(2人)

## 5. 市民参加の手法

条例改正にあたっては、公募委員を含めた草津市営住宅審議会で改正案を検討のうえ、パブリックコメントを実施します。

## 6. スケジュール

令和5年	7月～	庁議、議会報告
	8月～	審議会（1回目）
	9月～	審議会（2回目）
	11月	議会報告
	11月～12月	パブリックコメント
令和6年	1月～	議会報告
	3月～	条例改正（予定）